

伊丹市まちづくり基本条例 改正概要

1. 改正の趣旨

平成15年10月1日に施行された「伊丹市まちづくり基本条例」は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的事項を定めた条例で、この条例の付則第2項には、4年以内ごとに、この条例が、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを、見直しを含めて検討することが規定されています。

この規定に基づき、市は平成26年4月に「伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係るアンケート調査」を実施するとともに、同年6月に「伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議」（以下「市民会議」）を設置し、条例の見直しについて市民意見の把握に取り組んできました。あわせて同年10月には附属機関である伊丹市参画協働推進委員会（以下「委員会」）に「伊丹市まちづくり基本条例の見直しについて」の諮問し、議会・議員に関する事項について検討した結果について答申を受けました。

答申には、議会・議員に関する審議の結果、新たな項目として「議会の役割と責務」及び「議員の役割と責務」の条項の追加が必要であるとの考え方で意見が一致したとあります。必要な理由としては、伊丹市まちづくり基本条例が、伊丹市の市民自治の基本を規定する条例であることから、自治の主たる担い手である市民、議会、行政の三者でもってまちづくりを進めるための基本的なルールなどについて定めることが望ましいことや、市民会議における検討でも、「市民自治を目標にまちづくり基本条例を制定しているため、議会や議員の役割や責務は条例に織り込んだ方がいい」という結論に至ったことがあります。追加する内容としては、以下「2. 改正内容」の通りです。

2. 改正内容

伊丹市まちづくり基本条例に、新たな項目として「議会の役割と責務」、「議員の役割と責務」として、次の内容を追加。（答申どおり）

（1）「議会の役割と責務」として

- ・ 議会は、市民を代表する意思決定機関として、この条例の趣旨に基づき、公正性及び透明性を確保しつつ、その権限を行使しなければならない。
- ・ 議会は、市民の意見が市政に適正に反映されているかどうか、及び行政が適正に執行されているかどうかについて監視し、評価しなければならない。
- ・ 議会は、市政を調査し、それを踏まえて条例を制定するなど、政策形成機能の強化を図らなければならない。
- ・ 議会は、議会運営に関して積極的に市民に情報を公開するとともに、意思決定の過程を明らかにし、市民への説明責任を果たすなど、開かれた議会運営に努めなければならない。

（2）「議員の役割と責務」として

- ・ 議員は、市民の代表者として市民の負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために行動しなければならない。
- ・ 議員は、自らの責任を自覚し、高い倫理感を保持し、研鑽に努め、行政監視及び政策立案の能力向上に努めなければならない。

3. 備 考

今回の条例改正は、議会・議員に関する事項のみに関して行うものとし、伊丹市まちづくり基本条例のあるべき事項については、平成27年度も引き続き検討し、改正の際には、改めて意見を募集することとします。